

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6)～(84) 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(4) 省略</p> <p>(4)の2 <u>戸籍電子証明書提供用識別符号(総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍の記録事項証明書と同時に請求を行う場合を除く。)</u> <u>1件につき 400円</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(5)の2 <u>除籍電子証明書提供用識別符号(総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項を証明する除籍の謄抄本又は除籍の記録事項証明書と同時に請求を行う場合を除く。)</u> <u>1件につき 700円</u></p> <p>(6)～(84) 省略</p>